平成２４年（フ）第３４４号
宮崎市大字島之内1809番地５、開始決定時の住所宮崎市桜町22番地20
破産者　軸丸　　満
１　決定年月日　平成27年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２１号
北海道新冠郡新冠町字美宇198番地の５
破産者　山本　修司
１　決定年月日　平成27年３月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所浦河支部

平成２６年（フ）第８７２号
福岡県糟屋郡志免町田富４丁目６番３号　レジデンス寿１202号、破産手続開始決定時の住所福岡県糟屋郡宇美町障子岳５丁目13番26号
破産者　岸本　秋雄
１　決定年月日　平成27年３月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７５２号
福岡市南区老司５丁目36番１―101号
破産者　仲本　澄子
１　決定年月日　平成27年３月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２８０号
福岡市早良区原３丁目６番４―306号
破産者　近藤　旭輝
１　決定年月日　平成27年３月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４３２号
山梨県山梨市牧丘町杣口1367番地
破産者　雨宮　　喬
１　決定年月日　平成27年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９９号
大津市石山寺３丁目５番１号　ファインビュー石山１Ｄ、前住所大津市関津６丁目20番５号
破産者　田中　雅弘
１　決定年月日　平成27年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５２７号
広島市佐伯区五日市町大字上河内157番地
破産者　岸本　正士
１　決定年月日　平成27年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７３号
北海道北斗市七重浜３丁目19番27号
破産者　横岡　初郎
１　決定年月日　平成27年３月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２９号
新潟県上越市本町５丁目１番１―303号ダイアパレス高田本町303号
破産者　土田　勝仁
１　決定年月日　平成27年３月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第２５号
滋賀県彦根市立花町６番７号、開始時の住所滋賀県彦根市立花町６番38号
破産者　井戸　真也
１　決定年月日　平成27年３月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第３１号
滋賀県彦根市立花町６番７号
破産者　井戸美知子
１　決定年月日　平成27年３月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第１７号
兵庫県淡路市志筑1439番地１　トレビアンシャトー２―Ｃ、前住所兵庫県淡路市志筑3970番地10
破産者　五百藏鉄工所こと　五百藏啓二
１　決定年月日　平成27年３月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第４４号
鳥取県鳥取市賀露町北２丁目４番14号
破産者　濵本　　進
１　決定年月日　平成27年３月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５３４号
広島市西区南観音町11番15―503号
破産者　堀川　　昇
１　決定年月日　平成27年３月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５５号
徳島県板野郡板野町大坂字有竹14番地
破産者　渡邊　　誠
１　決定年月日　平成27年３月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１７０２号
札幌市南区真駒内本町７丁目２番１―105号
破産者　打越　和弘
１　破産債権の届出期間　平成27年３月26日まで
２　一般調査期日　平成27年４月16日午後３時
平成27年３月６日
札幌地方裁判所民事第４部